

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

鹿島市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 佐賀県南西部に位置する本市の農業は、有明海沿岸部の平坦地域における農業と多良岳山系の中山間地域における農業とに大別される。平坦地域では土地利用型農業（米・麦・大豆・玉葱）を中心に施設・露地野菜との複合経営が主体となるが、経営の軸を施設野菜（トマト・いちご・きゅうり等）もしくは、施設花卉に置いた準単一的な経営を行う農家も一部にある。中山間地域においては温州みかんが中心の果樹産地が形成され、稲作との複合経営が主体となり、散在する畜産農家についても稲作等との複合経営を行っている。

特に園芸作物では、令和元年度から県が農業者や関係機関と連携のもと進めている「さが園芸888（はちはちはち）運動」において、平成29年度に629億円であった県の園芸農業算出額を、令和10年度までに888億円とする目標を掲げている。この達成に向けて、ブランド力の向上や販路拡大、生産コストの低減による競争力のある農産物づくり及び、スマート農業の推進等を通じて、稼げる農業の確立と担い手の確保・育成を目指す。

また、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保と効率的な農地の流動化を農業振興地域整備計画に即して進めることで、農村地域の秩序ある土地利用に努めるものとする。

2 鹿島市の農業構造は、農家の兼業化が進むにつれ農業就業者の高齢化・後継者不足もあり、農家戸数は減少傾向にある。特に中山間地域においては顕著に表れており、みかんの価格が安定しないことに加え、農地の利用集積も容易でないことから将来的な遊休農地の広がり懸念されるところである。一方、平野部では農地の流動化に毎年、一定の成果を挙げており規模拡大希望農家に対し農地の利用集積が推進されている。

3 鹿島市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、鹿島市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり430万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

【作目別の振興方向】

- ① いちご、きゅうり、トマト、アスパラガスなどの施設野菜については、統合環境制御技術などの革新的な栽培システム導入等による高品質・安定生産による所得向上を目指す。また、いちごのパッケージセンターの効率的利用による共同選果体制の確立を図り、調整・出荷作業の効率化に努めるとともに、担い手の就農地の受け皿となる園芸団地の整備推進など、支援体制を充実させて産地の維持・拡大を図る。
- ② たまねぎについては、中晩生品種の作付拡大による販売額の増加を図り、将来的に機械化一貫体系による省力化をすすめながら水田の高度利用を推進する。

- ③ 果樹については、担い手への農地集積、園地基盤の整備による省力化を図るとともに、露地みかんでは根域制限栽培、マルチ完熟、及び「にじゅうまる」等の優良品種への更新による高品質みかんの生産拡大、ぶどうでは収益性の高い「シャインマスカット」の作付を推進し、生産拡大を図る。また、ハウスみかんをはじめとする、不知火、南津海、落葉果樹等は更なる高品質化や作期分散を図るための施設化の拡充に努める。
- ④ 米・麦・大豆などの土地利用型作物については、鹿島市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンに基づき、高収益作物の導入や転作作物の付加価値の向上等による収益力の強化と水田の有効利用を推進する。更に、農地の集約化や団地化・連坦化による作業の効率化や省力・低コスト技術の普及拡大及び栽培技術の向上による高品質・安定生産を図り、集落営農組織の露地野菜導入による経営の複合化や協業化・法人化を推進する。
- ⑤ 花卉については、地域の立地条件を活かし、菊やユリの安定生産を図ると共に、消費者・実需者ニーズに即した商品づくりのため、栽培技術の向上や品種選択等による、日持ちの良い、高品質な花卉の生産拡大を推進する。
- ⑥ 繁殖については「佐賀牛」生産の素となる高品質な肥育素牛の生産拡大や、労力と生産コストの削減を図るため荒廃園への放牧を推進し、肥育については高品質牛肉の生産で銘柄「佐賀牛」の確立を図る。また、酪農については飼養管理技術の高度化、養豚については繁殖率の向上等高生産性養豚経営の確立を目指す。さらに、自給飼料の生産拡大を図り、収益性の高い畜産経営を推進する。

4 鹿島市は、将来の鹿島市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、鹿島市は佐賀県農業協同組合、鹿島市農業委員会、藤津農業振興センター、杵藤農林事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、鹿島市農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及び周辺農家に対して上記の鹿島市農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起し活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号））の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の集約化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合

意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、ヘリコプターやドローンの活用や各地区機械利用組合などと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、藤津農業振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。また、生産組織は、効率的な生産単位を形成するものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけにあり、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化と当該組織の協業化・法人化を推進することで特定農業団体または特定農業法人の設立を図る。

また、鹿島市のトマトをはじめとした、杵藤地区管内のトレーニングファームを効果的に活用した新規就農者の安定的な確保に努める。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「地域計画」と整合が取れるよう推進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、鹿島市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、鹿島市が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図ることとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした基盤整備事業等の実施に当たっても認定農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行うものとする。

5 鹿島市は、鹿島市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を藤津農業振興センターの協力を受けつつ行う。

6 鹿島市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能にする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に鹿島市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、鹿島市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式
施設いちご (土耕栽培)	いちご=35a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設いちご (高設栽培)	いちご=24a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④高設栽培の導入による軽作業化 ⑤光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト (丸トマト)	トマト= 50a	①肥培管理など基本技術の徹底 ②耐病性品種の導入による収量の向上 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上

施設トマト（丸トマト）＋ミニトマト	トマト=25a ミニトマト=15a	①肥培管理など基本技術の徹底 ②耐病性品種の導入による収量の向上 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設きゅうり	きゅうり=28a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆やヒートポンプ導入など脱石油・省石油対策の実施
施設きゅうり（環境制御技術）	きゅうり=18a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
こねぎ	こねぎ=90a	①播種期の組合せによる周年出荷体制
アスパラガス＋たまねぎ	アスパラガス=25a たまねぎ=70a	①アスパラガス単棟ハウス栽培 ②3.5 t / 10a だけのための栽培技術の徹底 ③保温立茎時期の組み合わせによる労力分散 ④たまねぎの半自動移植機の利用による省力化
アスパラガス	アスパラガス=36a	①3.5 t / 10a だけのための栽培技術の徹底 ②保温立茎時期の組み合わせによる労力分散
露地みかん	みかん (極早生)=30 a (早 生)=40a (普 通)=75a 露地不知火=15a	①極早生、早生、普通、中晩柑を組み合わせた労力分散 ②マルチ栽培や根域制限栽培の導入によるブランド果生産
露地みかん＋たまねぎ	みかん (極早生) =80a (早生) =80a (普通) =50a たまねぎ=50a	①作型分散による労働力の平準化 ②たまねぎの半自動移植機の利用による省力化
ハウスみかん	ハウスみかん=45a	①省エネルギー対策による生産コスト削減 ②基本管理の徹底と土づくりによる単収向上 ③加温時期の分散と温度管理の徹底
ハウスみかん＋ハウス不知火	ハウスみかん=35a ハウス不知火=15a	①ハウスみかんの中晩柑の組み合わせによる労力分散

ぶどう（巨峰）＋ 露地みかん	ぶどう（巨峰）=60a みかん （早生）=30a （普通）=30a	①ぶどうのトンネル栽培及び果樹棚整備
ぶどう（シャイン マスカット）＋露 地みかん	ぶどう（シャイン マスカット）=5a みかん （早生）=30a （普通）=30a	①シャインマスカット無加温ハウス栽培及び果樹棚 整備
キウイフルーツ＋ 露地みかん	キウイフルーツ =30a みかん （早生）=30a （普通）=30a 中晩柑（デコポン） =20a	①キウイの果樹棚整備
茶	茶=5ha	①被覆栽培の割合増加による高品質生産 ②適期摘採と適正な加工技術 ③生産基盤の整備と機械化による省力化
トルコギキョウ （2切）	トルコギキョウ =20a	①常時雇用の導入による経営規模の拡大、安定 ②周年化に向けた作型および多品目の導入
電照キク	キク=50a	①直挿しや灌水同時施肥等による省力化 ②適正な電照と温度管理、土づくりの徹底 ③自動選花機等省力機械の整備による低コスト・省 力化
バラ	バラ=50a	①統合環境制御温室の導入による施設管理の合理化 ②需要動向に即した品種の導入 ③生産安定・省力化のためのロックウール栽培の導 入
水稲＋麦＋大豆＋ 作業受託	水 稲= 5.27ha 麦 = 8.1ha 大 豆= 2.8ha 作業受託（収穫） =8.0ha	①農地の面的集約による生産の効率化 ② 機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ③品種の組合せによる作期幅拡大 ④作物・品種毎の団地化による作業の効率化

水稲＋麦＋大豆＋ たまねぎ	水 稲= 2.6ha 麦 = 2.2ha 大 豆= 1.26ha たまねぎ=1.8ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③作物の作付ローテーションによる生産安定 ④たまねぎの機械化一貫体系による省力化と規模拡大 ⑤品種・作型の組合せによる労力分散 ⑥園芸作物導入による所得向上
水稲＋大豆＋たま ねぎ	水 稲= 1.95ha 大 豆= 0.89ha たまねぎ=2.16ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③作物の作付ローテーションによる生産の安定 ④たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑤品種・作型の組合せによる労力分散 ⑥園芸作物導入による所得向上
肥育牛	肥育牛=135 頭 稲わら収集=20ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②耕畜連携による稲わら等の確保 ③飼養管理の徹底による事故率低減
肉用牛一貫	肥育牛=100 頭 繁殖牛=14 頭 稲わら収集=20ha 飼料作物 3ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②耕畜連携による稲わら等の確保 ③飼養管理の徹底による事故率低減
和牛繁殖＋飼料作	繁殖牛=31 頭 稲わら収集=3.1ha	①分娩間隔短縮による子牛生産率の向上 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率低減
酪農＋飼料作	経産牛=57 頭 稲わら収集=6ha 飼料作物=8ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③自給飼料の生産による省力化 ④牛群検定データによる牛群能力の把握 ⑤後継牛の確保
養豚一貫	母豚=55 頭	①優良系統種豚の計画的導入 ②人工授精技術等を利用した子豚生産率の向上 ③防疫対策の徹底による疾病予防、事故率の低減 ④エコフィード利用による低コスト生産
養鶏（肉養鶏）	肉用鶏=25 万羽	①鶏舎・鶏糞堆肥舎の整備 ②自動給餌機、自動給水機の導入

※資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとするが、機械利用組合等で所有する機械の共同利用による低コスト化を図るなど地域の実情に即したものとす。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生活設計の樹立
- ・企業の経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施
- ・地域間・経営体間の労働力調整
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注) ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、営農類型ごとの農業経営指標を示しており、その前提となる家族労働力の規模は、2～3人とし、うち主たる従事者を1人以上とする。

2 組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式
集落営農法人 組合員 25名 経営面積 25ha 水稲+麦+大豆	水稲=16.25ha 麦 =25.0ha 大豆=8.75ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減
集落営農法人 組合員 25名 経営面積 50ha 水稲+麦+大豆	水稲=32.5ha 麦 =50ha 大豆=17.5ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減
集落営農法人 組合員 125名 経営面積 250ha 水稲+麦+大豆	水稲=162.5ha 麦 =250ha 大豆=87.5ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ④大型機械化一貫体系による省力・低コスト生産

※資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとするが、構成員個人や機械利用組合等が所有する機械について、有効活用や整理合理化を図るなど地域の実情に即したものとする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等法人会計の導入による経営データの把握と財務管理
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内（組織内）における役割の明確化と労働の適正評価
- ・経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集
- ・共同作業によるプール計算方式の導入

○農業従事の態様等

- ・組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・多様な雇用労働力の導入
- ・地域間・経営体間の労働力調整
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注)

- 1 ここでは、標準的な組織経営体として、組織経営体の主たる従事者を2人と想定して農業経営指標を示している。
- 2 なお、農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式
施設いちご (土耕栽培)	いちご=21a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設いちご (高設栽培)	いちご=14a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④高設栽培の導入による軽作業化

		⑤光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト (丸トマト)	トマト=30a	①肥培管理など基本技術の徹底 ②耐病性品種の導入による収量の向上 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト (丸ト マト) + ミニトマ ト	トマト=15a ミニトマト=9a	①肥培管理など基本技術の徹底 ②耐病性品種の導入による収量の向上 ③多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施
施設きゅうり	きゅうり=17a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆やヒートポンプ導入など脱石油・省石油 対策の実施
施設きゅうり (環境制御技術)	きゅうり=11a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
こねぎ	こねぎ=54a	①播種期の組合せによる周年出荷体制
アスパラガス+た まねぎ	アスパラガス=17a たまねぎ=30a	①アスパラガス単棟ハウス栽培 ②たまねぎの半自動移植機の利用による省力化 ③3.5 t / 10a だけのための栽培技術の徹底 ④保温立茎時期の組み合わせによる労力分散
アスパラガス	アスパラガス=22a	①3.5 t / 10a だけのための栽培技術の徹底 ②保温立茎時期の組み合わせによる労力分散
露地みかん	みかん (極早生)=18 a (早 生)=24a (普 通)=45a 露地不知火=9a	①極早生、早生、普通、中晩柑を組み合わせた労力 分散 ②マルチ栽培や根域制限栽培の導入によるブランド 果生産
露地みかん +たまねぎ	みかん (極早生) =30 a (早生) =30 a (普通) =30a たまねぎ=50 a	①作型分散による労働力の平準化 ②たまねぎの半自動移植機の利用による省力化
ハウスみかん+ハ ウス不知火	ハウスみかん=21a ハウス不知火=9a	①ハウスみかんと中晩柑の組み合わせによる労力分 散

ハウスみかん	ハウスみかん=27a	①省エネルギー対策による生産コスト削減 ②基本管理の徹底と土づくりによる単収向上 ③加温時期の分散と温度管理の徹底
ぶどう（巨峰）＋ 露地みかん	ぶどう（巨峰） =60 a みかん （早生）=30a （普通）=30a	①ブドウのトンネル栽培及び果樹棚整備
ぶどう（シャイン マスカット）＋露 地みかん	ぶどう（シャイン マスカット）=5a みかん （早生）=30a （普通）=30a	①シャインマスカット無加温ハウス栽培及び果樹棚 整備
キウイフルーツ＋ 露地みかん	キウイフルーツ =30a みかん （早生）=20a （普通）=20a	①キウイの果樹棚整備
茶	茶 =3ha	①被覆栽培の割合増加による高品質生産 ②適期摘採と適正な加工技術 ③生産基盤の整備と機械化による省力化
バラ	バ ラ=30a	①統合環境制御温室の導入による施設管理の合理化 ②需要動向に即した 品種の導入 ③生産安定・省力化のためのロックウール栽培の導 入
電照キク	キク=30a	①直挿しや灌水同時施肥等による省力化 ②適正な電照と温度管理、土づくりの徹底 ③自動選花機等省力機械の整備による低コスト・省 力化
トルコギキョウ （2切）	トルコギキョウ=12 a	①常時雇用の導入による経営規模の拡大、安定 ②周年化に向けた作型および多品目の導入
水稲＋麦＋大豆＋ 作業受託	水 稲= 3.16ha 麦 = 4.86ha 大 豆= 1.7ha 作業受託（収穫）= 4.8 ha	①機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ②品種の組合せによる作期幅拡大 ③農地の面的集約による生産の効率化 ④作物・品種毎の団地化による作業の効率化

水稲＋麦＋大豆＋ たまねぎ	水 稲= 1.56ha 麦 = 1.32ha 大 豆= 0.76ha たまねぎ=1.08ha	①機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ②作物の作付ローテーションによる生産安定 ③たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ④品種・作型の組合せによる労力分散 ⑤農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ⑥園芸作物導入による所得向上
水稲＋大豆＋たま ねぎ	水 稲= 1.17ha 大 豆= 0.53ha たまねぎ=1.3ha	①機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ②作物の作付ローテーションによる生産安定 ③たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ④品種・作型の組合せによる労力分散 ⑤農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ⑥園芸作物導入による所得向上
肥育牛	肥育牛=81 頭 稲わら収集=12ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②耕畜連携による稲わら等の確保 ③飼養管理の徹底による事故率低減
肉用牛一貫	肥育牛=60 頭 繁殖牛=8 頭 稲わら収集=12ha 飼料作物=1.8ha	①分娩間隔短縮による子牛生産率の向上 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率低減
和牛繁殖＋飼料作	繁殖牛=19 頭 稲わら収集 =1.86ha	①分娩間隔短縮による子牛生産率の向上 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率低減
酪農＋飼料作	経産牛=34 頭 飼料作物=4.8ha 稲わら収集 = 3.6ha	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③自給飼料の生産による省力化 ④牛群検定データによる牛群能力の把握 ⑤後継牛の確保
養豚一貫	母 豚=33 頭	①優良系統種豚の計画的導入 ②人工授精技術等を利用した子豚生産率の向上 ③防疫対策の徹底による疾病予防、事故率の低減 ④エコフィード利用による低コスト生産
養鶏（肉養鶏）	肉用鶏=15 万羽	①鶏舎・鶏糞堆肥舎の整備 ②自動給餌機、自動給水機の導入

※資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとするが、機械利用組合等で所有する機械の共同利用による低コスト化を図るなど地域の実情に即したのものとする。

○経営管理の方法

- ・ 記帳による経営データの把握と財務管理
- ・ 青色申告の実施
- ・ 圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・ 経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生活設計の樹立
- ・ 経営管理・栽培技術向上のための各種研修会等への参加
- ・ 経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・ 新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・ 家族経営協定の締結
- ・ 年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・ 農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注) ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、営農類型ごとの農業経営指標を示しており、その前提となる家族労働力の規模は、1～2人とし、うち主たる従事者を1人以上とする。

2 組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式
土地利用型法人 水稲+麦+大豆	水稲=9.75ha 麦 =15.0ha 大豆=5.25ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減

※資本装備については、高性能農業機械導入計画指針に基づき導入することとする。

○経営管理の方法

- ・ 複式簿記等法人会計の導入による経営データの把握と財務管理
- ・ 圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・ 経営内における役割の明確化と労働の適正評価
- ・ 経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・ 新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・ 組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・ 年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・ 多様な雇用労働力の導入
- ・ 農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

(注)

- 1 ここでは、標準的な組織経営体として、組織経営体の主たる従事者を2人と想定して農業経営指標を示している。
- 2 なお、農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 前2号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である米、麦、大豆、みかん、トマトなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、トレーニングファームや先進農家による研修生受け入れ等を通じて生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに農業経営・就農支援センター、藤津農業振興センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入態勢の整備、トレーニングファームや先進的な法人経営等での実践的研修の実施を推進する。特に施設園芸においては、トレーニングファーム等で高い技術を習得した新規就農者を確保・支援するため、園芸団地の整備に取り組み、農地の確保と初期投資の抑制により、スムーズな就農につなげていく。

青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の投入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着して活躍できるよう必要な情報、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、藤津農業振興センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する就農に向けた具体的な計画の相談、農業技術・農業経営・資金調達などの必要な知識習得のための情報提供やサポートを行う。特に移住就農者には、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な移住相談に対応し、他の農家等との交流の場を設けるなど、必

要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

また、市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれるものに対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
- ③ 農業協同組合は、農業研修や営農指導、農業機械等のあっせん等就農に向けた具体的な指導、サポートを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は鹿島市再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受け入れ態勢、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターと情報を共有する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営体を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

面積のシェア：80%程度

- 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲においては耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積シェア及び集約化の目標である。
- 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

鹿島市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体での農用地の確保・有効利用を図るため、放牧や省力栽培による保全等の取り組みを進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

鹿島市は、佐賀県が策定した「佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、鹿島市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

鹿島市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ①地域計画推進事業の推進
- ②利用権設定等促進事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、鹿島市全地域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、「地域計画」の策定と連動させることにより、効率的かつ効果的に集約化が図れるよう努めるものとする。

更に、鹿島市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、地域の主要作目の農繁期に配慮しつつ設置することとし、開催に当たっては、市のホームページへの掲載や、農業関係の集まりを活用し周知を図ることとする。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。また、協議の場の参加者等から協議事項等に係る問合せを行うための窓口を産業部農林水産課に設置する。

地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用が図られるよう適切な運用を図ることとし、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積・集約化を推進する。

地域別には、集落営農や大規模な個別経営体を有するなど十分な担い手が確保できている地域においては、担い手を中心とする話し合いを設け、農地を集約して利用権の設定等を推進する。また、担い手不足の地域においても、幅広い関係者で丁寧な協議を進め、新規就農や外部地域からの担い手及び企業・法人の参入など積極的に検討し、農地が適切に活用されるよう農地の集積・集約化を推進する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用

して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権等の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項)、又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」)第5条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イ～チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件ならびに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 鹿島市は開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共法団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 鹿島市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 鹿島市は（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 鹿島市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、

引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 鹿島市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、鹿島市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 鹿島市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 鹿島市は(5)の①の規定による鹿島市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して、農用地利用集積計画を定める。
- ② 鹿島市は(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して、農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、鹿島市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 鹿島市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するように

する。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払い方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他の所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合については、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

鹿島市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

鹿島市は、鹿島市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による鹿島市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を鹿島市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

鹿島市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

鹿島市は利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行なわれた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 鹿島市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるべき事を勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内、いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 鹿島市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画に定めるところにより

これらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利に設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 鹿島市は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を公告する。

④ 鹿島市が、③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃借権及び使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 鹿島市農業員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。鹿島市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益社団法人佐賀県農業公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

鹿島市は地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、農用地の利用関係の調整や共同で農作業を行う際において、効率的に事業を展開できる場合については、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を鹿島市に提出して、農用地利用規程について鹿島市の認定を受けることができる。

② 鹿島市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 鹿島市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を鹿島市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項の

ほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 鹿島市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にであると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７） 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８） 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 鹿島市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 鹿島市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、藤津農業振興センター、鹿島市農業委員会、佐賀県農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、鹿島市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行なわれるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

鹿島市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進の措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託さらには、利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 佐賀県農業協同組合による農作業受委託のあっせん等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、佐賀県農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、鹿島市及び農地中間管理機構と連携して調整に努めるものとする。また、佐賀県農業協同組合自らが委託を受ける取組を推進するとともに、農作業の受託を行う生産組織の育成、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の環境の整備と促進を図り、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知を図ることとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

鹿島市は農業経営基盤の強化を促進するために必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

鹿島市は、鹿島市農業委員会、藤津農業振興センター、佐賀県農業協同組合、土

地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 鹿島市農業委員会等の協力

鹿島市農業委員会、佐賀県農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、鹿島市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、鹿島市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(経過措置)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置の期間の間、引き続き当該農用地利用集積計画の作成を行うことが出来るものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成6年3月25日から施行する。
- 2 第1回改定 平成12年5月10日
- 3 第2回改定 平成18年8月14日
- 4 第3回改定 平成19年5月11日
- 5 第4回改定 平成20年1月10日
- 6 第5回改定 平成22年6月11日
- 7 第6回改定 平成25年3月29日
- 8 第7回改定 平成26年9月29日
- 9 第8回改定 令和4年3月30日
- 10 第9回改定 令和5年8月 日

別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)または、畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受けた場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第5の2の(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は10年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は開発してその効用を発揮する上で適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて10年とすることが相当でない認められる場合には、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用件設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解除する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが、適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年にかかる借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用件設定等促進事業の実施により、利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき鹿島市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地についてはその農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者」（損失がある場合には、受託者という。）と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。